音訳朗読・点訳サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に 設置するボランティア・市民活動センターに登録しているボランティアグループ(以下 「ボランティアグループ」という。)が、視覚障がい者が社会生活上必要な地域の情報 を取得できるよう、広報等を複写した音訳朗読 CD 及び点字印刷物(以下、「CD 及び点 訳物」とする。)を配付することにより、幸手市における視覚障がい者の福祉の増進を 図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 幸手市に居住する視覚障がい者で、CD 及び点訳物の配付を希望するものとする。 (申請)
- 第3条 本事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、電話等の方法により、 協議会に申し出るものとする。

(登録)

第4条 申し出を受けた協議会は、速やかに「音訳朗読・点訳サービス利用登録台帳(様式第1号)に登録するものとする。

(登録変更の申出)

- 第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに電話等の方法により、 協議会に申し出るものとする。
 - (1) 利用を辞退するとき
 - (2) 住所や送付先が変更になるとき。
 - (3) その他、利用者の状況が変わったとき。

(報告)

- 第6条 ボランティアグループと協議会は、必要に応じて利用者の状況を相互に報告する。 (事業実績報告)
- 第7条 ボランティアグループは当該年度終了後1ヶ月以内に、共催事業実績報告書(様式第2-1号、第2-2号)を協議会に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 この事業の実施に当たっては、必要に応じて、幸手市の保健福祉事業及び障がい 者福祉事業の関係者、民生委員・児童委員等と連携を図り、事業の円滑な運営に努める ものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。